

浜長保険センター安全だより

令和 4 年 2 月 25 日

浜長保険センター 第 63 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



梅のつぼみも賑らみ、陽だまりに春を感じるようになりました。
しかし、コロナ渦中であり、三寒四温の時節柄、体調管理にくれぐれも留意され、さらなるご活躍されますことを祈念申し上げます。



身近な交通ルールに関する疑問点や分かっているようではっきり分からない交通規制などについて、少し掘り下げて説明します。

問 側溝の上にコンクリート製の蓋がある。道路と同じ高さのものと路面より、高いものがある。この蓋の上は、道路になるのか？

答 路面と同じ高さであれば、道路の一部であり、歩道がない場合は車道になり、路面より一段高い場合は歩道に位置付けられます。



問 原動機付自転車で歩道を時速 50 キロで通行した場合、速度違反になるのか？

答 速度違反は成立しません。道交法第 22 条に「道路においては、その最高速度をこえる速度で進行してはならない」と規定されていますが、道交法第 17 条第 4 項に「道路とは歩道等と車道の区別のある道路は、車道を示す」と規定されており、速度規制は車道に効果が及びますが、歩道にはその効果が及びませんので速度違反は成立しません。しかし、車道を通行せず歩道を通行した通行区分違反になります。



歩道

問 自転車に乗ったまま横断歩道を通行して横断すると違反になるのか？

答 横断歩道は、歩行者の横断の用に供するための場所ですが、自転車の横断を禁止していませんので違反になりませんが、歩行者が横断しているときに、歩行者の通行を妨害すれば、法定の横断等禁止違反(道交法第 25 条の 2 第 1 項)に抵触します。自転車横断帯がある場合には、道交法第 63 条の 6 に「自転車横断帯を通行しなければなりません」と規定されています。罰則規定はありませんが、自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しましょう。



問 自転車の速度制限があるのか？

答 「車両は、道路標識等により、その最高速度が指定されている道路においては、その最高速度を超える速度で進行してはならない」(道交法第 22 条)と規定しており、自転車は軽車両であり、車両ですので最高速度が指定された道路標識等に従わなければなりません。

問 道路標識等がない道路では法定速度になるが、自転車の法定速度はあるのか？

答 法定速度は、道路交通法施行令で最高速度と最低速度が定められています。



標識

最高速度について、一般道路では自動車は時速 60 キロ、原付 30 キロと定められています。自転車の法定速度は規定されていません。実務上、自転車で国道などを 50 キロで走行すると危険であり、それ以上の速度で走ることは困難です。

問 交通規制は、道路標識等によって行い、道路標識等がない場合に限って、法定の規制が働かないことを聞いたが、どういう意味か？

答 道路標識等によって交通規制が行われている道路の区間は、法定の規制は働かないということです。標識表示主義が採用されています。一時停止の標識が木の枝で隠れて見えない場合、はみ出し禁止の黄色い道路標示が消えていた場合は、交通規制の効力は働かないことになります。



横断歩道

